

# 税金の お知らせ

**用語解説**

**特別徴収**  
給与や年金の支払者が個人への支払い前に、税額を天引きする方法をいいます

**普通徴収**  
直接本人が納付書や口座振替で納付する方法をいいます

**公的年金にかかる住民税で特別徴収が始まります**

65歳以上の公的年金を受給している人の納税と市町村の徴収事務を効率的に行うため、特別徴収制度が始まります。

これまで納付書や口座振替で住民税（市・県民税）を納付していた人は、**平成21年10月支給分**から、年金分の税額が年金から天引きされます。年金以外の所得がある場合、その分の税額は、普通徴収か給与からの特別徴収、またはその両方の徴収方法となります。

**住宅借入金等特別税額控除制度**

18年末までに居住を開始し、所得税の住宅ローン控除を受けている人が対象。所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告することで、翌年度の住民税（所得割）から税額控除することができます。

**対象の要件**

- ・所得税の住宅ローン控除を受けている
- ・平成11～18年までに居住（19年中の居住開始は対象外）
- ・税源移譲の所得税の減額で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除の金額がある

**控除の申告期間と提出先**

申告期間	提出先	
	確定申告する人	確定申告しない人
2/2～2/13	-	税務課 総合窓口センター
2/16～3/16	洲本税務署 確定申告相談会場	確定申告相談会場 総合窓口センター

**控除の申告方法**  
控除の申告先・時期は右表のとおりです。

**（確定申告しない人）**  
控除申告書を源泉徴収票とともに、提出してください。昨年度の申告で20年度が控除対象となった人には1月中旬に申告書をお送りします。

なお、該当の源泉徴収票の摘要欄には「住宅借入金等特別控除可能額」の記載があり、「住宅借入金等特別控除の額」より大きいことが条件です。

**（確定申告する人）**  
所得税の確定申告書とともに、申告書を提出してください。

国税務課 ☎43・5022

**控除内容**

<次のいずれか少ない方の金額>

①所得税の住宅ローン控除限度額  
②税源移譲前の税率で計算した20年分所得額

－

税源移譲後の税率で計算した20年分所得額

=

21年度の住民税（所得割）から税額控除される額

※控除は、20年度～28年度住民税に適用します  
※住宅ローン前の所得税額が"0"の場合、住民税の控除額はありません。

**21年度住民税から寄附金控除が変わります！**

**現在の控除**  
(20年度以前の住民税の控除)

控除方式	所得控除方式
控除額	寄附金額－10万円
控除対象限度額	総所得額の25%

**地方公共団体以外への寄附**

21年度以降、住所地の都道府県共同募金会と日本赤十字社支部への寄附のほか、「都道府県や市町村が条例で指定した寄附金※2」も控除の対象となります。

控除方式	税額控除方式
控除額	(寄附金額－5,000円) × 10%
控除対象限度額	総所得金額の30%

※2 兵庫県・南あわじ市共に、現時点で指定はありません

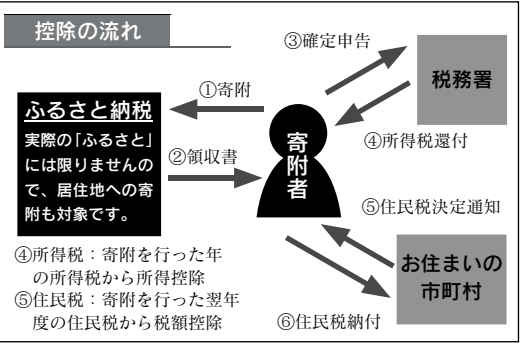
**ふるさと納税制度**  
(地方公共団体への寄附)

応援したい、貢献したいと思う地方公共団体に対して寄附を行った場合、その寄附金の額を一定限度額まで住民税から控除する制度です。

**ふるさと納税** (地方公共団体への寄附)  
(21年度以降の住民税の控除)

控除方式	税額控除方式
控除額	次の①と②の合計額 ① (寄附金額－5,000円) × 10% ② (寄附金額－5,000円) × (90%－所得税の限界税率) ※1
控除対象限度額	総所得金額の30%

※1 所得割の10%が上限



◆所得税の限界税率＝寄附者の所得税計算時に適用された税率

## 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付 年金からの天引き、口座振替に変更可能に

制度改正により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付について、年金から天引きを口座振替に変更できるようになりました。

- ・申請窓口：総合窓口センター
- ・必要なもの：金融機関の届出印鑑、振替口座が分かるもの（通帳など）

**■申請時期により、納付方法を変更できる時期が異なります。**

1月30日(金)までに申請いただくと、21年4月分の年金からの天引きが中止され、口座振替で納付していただくことになります。なお、口座振替の納付開始は、国民健康保険税が4月、後期高齢者医療保険料が7月からとなります。

※21年2月の年金受給時に、年金からの天引きされる方に、1月上旬に詳しいご案内をお届けします。

**■制度改正の概要**

- ①2年間保険税の納め忘れがなかった人が口座振替にできる制度が廃止
- ②後期高齢者医療保険料で、世帯主・配偶者が本人（年金収入180万円未満）に代わって納める場合のみ、口座振替にできる制度が廃止

<制度変更後>

申請することで、年金からの天引きから口座振替に変更が可能に。

国民健康保険税について・・・税務課 ☎43-5022  
後期高齢者医療保険料について・・・保険課 ☎44-3003